

資料 2

「みんなのバリアフリーまちづくり整備 ガイドブック」改訂（案）について

整備ガイドブックについて

- ✓ 事業者、設計者をはじめ、県民の皆様に、バリアフリーの街づくりの考え方や条例の整備基準について理解を深めていただき、それぞれの立場からバリアフリーの街づくりの実現に取り組んでいただくことを目的に作成しているもの。

<構成>

第1章 バリアフリーのまちづくりを進めるために
条例や整備基準設定等の経緯（社会情勢の変化など） 等
第2章 条例の構成
条例及び規則改正の経緯及び概要、整備基準を適用する施設の範囲、具体的な協議手続きの流れ 等
第3章 整備の基本的な考え方
整備の考え方、整備計画作成の手順、利用者の動作・寸法の考え方 等
第4章 整備基準の解説
規則に規定された整備基準に関する「解説」「望ましい水準」「整備例（図・写真）」等
第5章 法委任規定の解説
バリアフリー法委任規定の解説（特別特定建築物の追加や基準の付加等）
第6章 関連資料

<第4章 項目の種類>

解説	整備基準のより具体的な内容や整備基準の根拠・説明など （必要に応じ、審査窓口における行政指導の対象となる。）
望ましい水準	整備基準を遵守した上で、障害者や高齢者をはじめ誰もが快適に利用できるよう、より望ましい整備水準を記述

検討の方向性について【第5回会議の振り返り】

- ✓ 現行の整備ガイドブックは平成21年11月に作成された後、平成29年度整備基準改正の反映等などの小規模な修正にとどまっている。
- ✓ この間、東京オリンピック大会2020を契機としたバリアフリー施策に対する県民・事業者の意識の高まりや他法令の動向等も反映し、国の設計標準も幾度となく改正されている。
- ✓ そこで、令和4年度条例改正、令和5年度整備基準改正の内容等を反映し、併せて事業者等にとって、より使いやすいものとするためのガイドブック改訂を行う。

<主な改訂項目>

※ 整備例(図)等については、今回の会議結果を踏まえ、作成する。

項目	内容
4年度条例改正 内容の反映	次の項目に関する記載の充実及びチェックリストの作成等 ①目的規定の見直し(「ともに生きる社会」実現に向けた方向性の明確化) ②施設利用時に必要となる支援の明確化 ③施設整備計画等への関係者の参画 等 主に議論いただきたいこと
5年度整備基準 改正内容の反映	次の整備基準に関する「解説」「望ましい水準」の設定 ①便所(個別機能の機能分散、乳幼児用設備、介助用大型ベッド) ②授乳及びおむつ交換場所 ③その他改正項目 等
その他	①県・国の新たな施策動向 / 安全配慮上必要となる事項の位置づけ ②現場窓口における運用・指導基準の明確化(水勾配とみなす範囲など)

これまでの会議・当事者等による意見等(1)

(総論)

- ✓ あまりハード面で、これはこうしなきゃいけないという流れよりは、人の力も活用しつつ、実質的な対応をどう現実にしていくかということも大事。[第2回石渡委員]
- ✓ 数値的な記述が多いが、各部の寸法等決めすぎないことも必要。設計時等に寸法にとらわれて機器等の配置や自由な使い方が出来にくくなる事が心配。[第5回金子委員]

(トイレの機能分散化)

- ✓ 機能分散の考え方、主にこれは利用者が集中する都市部の混雑するようなところでまず問題が起きており、地域によって、それから立地条件によって必要性はやはり違う。分散を前提とするのではなくて、集中していてもいいが必要な機能が、そのエリア内で十分な数備えられているかということが大事。[第2回大原委員]
- ✓ 「オストメイトで車椅子」の方など、複合した場合、使えるところがなくなるということも、可能性としてあるので、考えなければならない。[第3回大原委員]
- ✓ 視覚障害がある人を多機能トイレに誘導しており、音声案内でボタンの案内を頭から聞いていると全部聞き終わるまでに1分ぐらいかかるということがある。しかし、実際には、きちんと誘導されれば、通常のトイレで用を足せることもある。その辺りの整理があまりうまくできてない。[第3回大原委員]

(乳幼児用設備を備えた便房)

- ✓ 多機能トイレは、乳幼児用の椅子が設置されていても便座との距離が離れており使いづらい。[当事者意見]
- ✓ 一般便房内にベビーチェアやオストメイト等の機能がついた個室の設置を求めていくべき。その際、当の個室はやや広めの空間として、ベビーカーが個室内に入ることができるようにすること。(そうでない場合、乳幼児連れの利用者はやはり車椅子利用者用便房を選択するのではないか) [当事者団体(障害者支援)意見]

これまでの会議・当事者等による意見等(2)

(授乳及びおむつ交換場所)

- ✓ 2種類のスペースを作りました。一つは「開いている」スペース、もう一つは「閉じている」スペースです。「開いている」というのは、授乳スペースがカーテンぐらいで仕切られているもの。
これらは実際に今子育てをしている母親の要望で作ったもの。どちらも特段問題なく使われており、特段クレームも出ていない。
ただ、男性が入るのは、個室がある方で、開かれている方がやはり男性はとって怖いというか、心理的にハードルが上がってしまう様子。[第1回山口委員]
- ✓ おむつ交換場所までは男性が入れるようにすることを、私の事務所では標準としている。複数の子がいる場合は授乳及びおむつ交換場所に3歳ぐらいの子を連れてくるパターンも非常に多い。
給湯器、給湯設備の位置、ごみ箱の位置、この辺りも授乳室側に入れるべきか、おむつ交換場所側に入れるべきかというところもじっくり考えた方がいい。
今は、母親がやることが前提の絵になっている。[第3回山口委員]
- ✓ 荷物が多いので、荷物を置く場所が欲しい。[当事者意見]
- ✓ 便所内ではなく、独立した区画として整備してほしい。また、総合スーパーなどではワンフロアに複数の場所や、各階に設置しないと移動が不便。[当事者意見]
- ✓ ベビーカーごと入り、移動できるスペースがあるとよい。[当事者意見]
- ✓ 近年は、1畳分のスペースを活用した設置型ベビーケアルームもある。他の方からの目を気にすることなく、ベビーケアなどを行う事ができる。このような施設が増えると良い。[当事者意見]

これまでの会議・当事者等による意見等(3)

(介助用大型ベッド)

- ✓ やはりトイレの中で介助者がいて介助をすることを考えると、150cm以上の大型のものの方が、御本人の安定性・安全性から望ましい。[第4回寺島委員]
- ✓ 設置が望ましい大きめのベッド（150～180cm程度）を設置するためには、これまでいわゆる「みんなのトイレ」として、とにかく2m角を基本で考えてきたものを、大きく変えなければならない。少しずつ、望ましい基準・水準ということで次の段階を待つということではないか。[第4回大原委員]
- ✓ ベッドに落下防止のベルトがあるとよい。[当事者団体(障害者支援)意見]
- ✓ 介助者と一緒にトイレに入る際にプライベート空間を確保するため、カーテンなどの仕切りがあるとよい。[当事者意見(インターネット記事)]

(その他)

・車椅子使用者用便房

- ✓ 車椅子使用者用便房のドアは解放状態を一定時間キープできるようにしてほしい。スライド式で、手を離すとすぐに閉まってしまうものは危険。[当事者団体(医療的ケア児者)意見]
- ✓ 便所について、男女の別や洋式・和式の別がわからず迷う。[当事者意見(視覚)]

・ベンチ

- ✓ ベンチの絵は何種類か挙げておくのが良い。[第3回大原委員]
- ✓ 戸山に国の障害者関係施設があるが、急な坂の中に本当に1人がぼっと座れるようなベンチが3つぐらいある。必ずしも、背もたれ・手すりのある立派なベンチではなくとも、必要性には応えてくれる。[第3回石渡委員]
- ✓ 座位が安定しない方にとっては、背もたれがあるとよい。[当事者団体(障害者支援)意見]
- ✓ ベンチを設置する場合は周囲の空間幅にも配慮が必要（車いすでベンチ前方や側面に接着できるか）[当事者団体(障害者支援)意見]

整備基準の内容

1. 建築物

2. 公共交通機関の施設

3. 道路

4. 公園

個別機能を有する便房の分散化（機能分散）

【規則改正内容】

現行の「みんなのトイレ」内の機能について、便所内で分散又は組み合わせた配置を可能とする規定に見直しを行った。

新たに「解説」として記載する主な項目

項目	記載する内容
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none">多様なニーズに応えるため、車椅子使用者をはじめ誰もが利用しやすい便房を設けることも有用であるが、<u>利用者が集中し、便所内に広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声もあることから、各種機能を便所全体に適切に分散して配置することを基本的な考え方とする。</u>施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に把握・想定し、<u>利用者にとって必要な設備、便房数、面積等の確保できていると認められる場合は、個別機能を組み合わせた配置とすることができる。</u>
複合障害対応	<p>車椅子使用者の利用に配慮し、義務基準となっている <u>1以上の水栓器具(簡易型設備による対応は不可)</u>は車椅子使用者用便房内に設置したうえで、<u>利用者の分散を図るため、可能な限り、その他の便房にも設置するよう努める。</u></p> <p>※設置が義務付けられた便房とは別に、利用者の分散を図るために整備する場合は、簡易型設備による対応を認めることとする。（便房の戸には簡易型である旨がわかる表示を求める。）</p>
乳幼児用設備を備えた便房	可能な限り、 <u>車椅子使用者用便房とは別の便房として整備</u> する。

新たに「望ましい水準」として記載する主な項目

項目	記載する内容
配置の考え方	機能分散は、可能な限り、 <u>1つの便所（男女別、男女共用）のまとまり単位</u> で行う。
男女共用トイレ	異性による介助・同伴利用等や性的マイノリティによる利用に配慮し、 <u>男女が共用できる位置に設置する。</u>

(車椅子利用者用便房・)介助用大型ベッド

【規則改正内容】

一定の公共的施設について、車椅子利用者用便房の1以上に介助用大型ベッドを設置を努力義務とした。

新たに「解説」として記載する主な項目

項目	記載する内容
介助用大型ベッドの設置位置	<ul style="list-style-type: none">車椅子からの移乗動作や介助者の動作を考慮し、<u>便房内には十分なスペースを確保</u>する。折り畳み式とする場合は、<u>車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置</u>とする。また、戸の開閉や施錠の動作が円滑に行えるよう、<u>入口との位置関係に配慮</u>する。
乳幼児用のベッドとの兼用	介助用大型ベッドを設置し、 <u>乳幼児用のベッドと兼用することは可能</u> である。ただし、乳幼児同伴者が用を足したり、手洗いを行う際に乳幼児を寝かせておく台として使用することはできないので、 <u>乳幼児同伴者の利用が見込まれる場合には、同じ空間内に乳幼児用の椅子を設ける</u> こと。

メーカーカタログ

新たに「望ましい水準」として記載する主な項目

項目	記載する内容
車椅子利用者用便房の空間	座位変換型の電動車椅子による方向転換や、大型の介助用大型ベッドの設置に必要な <u>空間(220cm程度×220cm程度)を確保</u> すること。
介助用大型ベッドの設置義務	公共的施設においては、介助用大型ベッドを設置する。
介助用大型ベッドの仕様	<ul style="list-style-type: none"><u>ベッドの大きさは幅60cm～80cm程度、長さ150cm～180cm程度</u>とする。固定式ベルトなど落下防止措置が講じられたものとする。

授乳及びおむつ交換場所(1)

【規則改正内容】

一定の公共的施設について、授乳及びおむつ交換場所を1以上設置することを遵守義務とした。
また、その他の公共的施設については、当該施設を1以上設置することを努力義務とした。

新たに「解説」として記載する主な項目

項目	記載する内容
設置場所	<ul style="list-style-type: none">授乳及びおむつ交換場所として独立した部屋を設けることが望ましいが、スペース的に困難である場合には、<u>待合室等の一部を利用して授乳コーナーを設置することもできる</u>。なお、近年は省スペースで、工事不要な設置型のものも開発されている。授乳及びおむつ交換の場所の構成・設備配置等は、<u>保護者が男性、女性の両方の場合があることに配慮</u>する。 <small>現在の図を見直し、望ましい複数の整備例を示す</small>
出入口の幅員	ベビーカーによる円滑な通行のため、 <u>少なくとも65cm程度の幅員が必要であるが、車椅子使用者の利用にも配慮し、有効幅員を80cm以上とするよう努める</u> 。
空間の確保	おむつ交換台や椅子を適切に配置し、 <u>ベビーカー等の通行に配慮</u> する。
出入口の表示	男性の哺乳びんによる授乳やおむつ交換にも配慮し、 <u>出入口付近には、内部の設備配置等の状況、男女の入室可否を表示</u> する。
設備	<u>手洗器、流し台、調乳用の給湯器</u> を設置するよう努める。
授乳のための場所の構造及び設備	<ul style="list-style-type: none">カーテンやついたて、内側から鍵のかかる戸(表示プレート付)等によりプライバシーを確保する。授乳のための椅子を設ける。手荷物を置ける棚又はフックを設ける。
おむつ交換場所の構造及び設備	<ul style="list-style-type: none">転落防止のための固定用ベルトを設ける。手荷物を置ける棚又はフックを設ける。おむつ等を捨てるための大きめの汚物入れを設けるよう努める。

授乳及びおむつ交換場所(2)

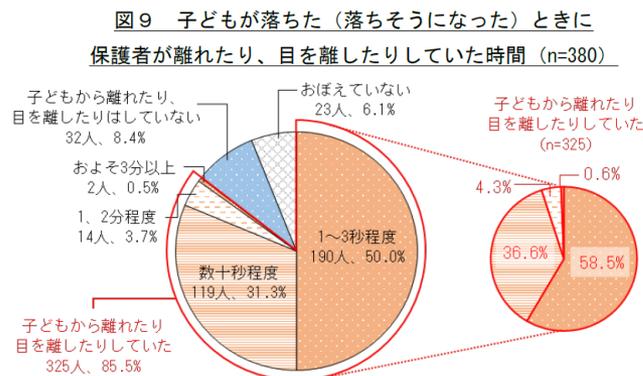
新たに「望ましい水準」として記載する主な項目

項目	記載する内容
設置場所	利用者の利用に配慮して 複数設置する 。
出入口の幅員	有効幅員は90cm以上 とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 二人乗り用ベビーカー(並列型)の幅員が80cm前後と車椅子よりも大きいことを考慮 </div>
設備	上の子が腰掛けることができるよう、目が届く位置に椅子を設ける 。
授乳のための設備	<ul style="list-style-type: none"> 授乳のための椅子は、授乳の体勢が安定するように、ひじ掛け、背もたれがついたものとする。
おむつ交換場所の構造及び設備	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用の状況に応じ、複数のおむつ交換台を設置する。 おむつ交換台は、利用者の動きが制限されにくい縦型のものとする。 車椅子使用者に配慮し、幅が広く、シートの高さが低いおむつ交換台を設置する。 乳幼児を立たせておむつ交換を行うための着替え台(手すり付き)を設置する。 おむつ交換台に近接してベビーカーを収納できるスペースを設ける。

コラムとして注意喚起する情報

(独)国民生活センターの報告(令和2年3月)によれば、おむつ交換台からの子どもの転落事故について、**保護者の86%は子どもから離れたり、目を離したりした際に起こっており、うち58%の人はその場合の時間が1～3秒程度**です。

転落事故防止には、保護者が子どもから離れたり、目を離したりしないで安全におむつ交換ができるよう、**おむつ交換台と荷物置き場、おむつ用のごみ箱等を近接して配置**することが重要です。



乳幼児用設備(乳幼児用の椅子/おむつ交換のための設備)を備えた便房

【規則改正内容】

一定の公共的施設について、乳幼児用設備(乳幼児用の椅子/乳幼児用のベッド)を備えた便房を1以上設置することを遵守義務とした。また、その他の公共的施設については、当該設備を1以上設置することを努力義務とした。

新たに「解説」として記載する主な項目

項目	記載する内容
乳幼児用の椅子を備えた便房	ガード等により乳幼児を安全に座らせることができるものとする。
おむつ交換のための設備を備えた便房	乳幼児同伴者の利用が特に多い施設については、便所外に設けた方が、便所の込み具合に左右されないため利用しやすい。 ※その他の項目については、「授乳及びおむつ交換設備」に定めるものと同じ

新たに「望ましい水準」として記載する主な項目

項目	記載する内容
乳幼児用の椅子を備えた便房	<ul style="list-style-type: none">乳幼児用の椅子が設けられた便房は、<u>ベビーカーとともに入ることができる広さ及び出入口の幅員</u>とする。乳幼児同伴者が<u>便座に座った状態から手の届く範囲、又は便器の前方の近接した位置</u>に設置する。
おむつ交換のための設備を備えた便房	※「授乳及びおむつ交換設備」に定めるものと同じ

その他規則改正事項 及び 会議等における意見

新たに「解説」として記載する主な項目

項目	記載する内容
整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画 [国・地方公共団体等のみ努力義務]	<p>「整備計画の策定等」には、<u>事業計画や設計の一連の流れにおける各段階を含む</u>。なお、本手続きにより聴取された意見等を、<u>全て設計に反映させなければならない義務が生じるものではなく、「立地条件、経済性、空間の効率性、工期」などの諸条件を勘案した上で、反映の要否を判断する</u>。</p> <p>ただし、意見等の<u>反映が難しい場合であっても、代替案や利用上の配慮を含め、可能な限り関係者からの意見等の趣旨に即した対応を行うことが望まれる</u>。</p> <p>※関係者参画の重要性や手順例については、「第3章 整備の基本的な考え方」に記述を追加する。</p>
車椅子使用者用便房の戸の構造	<ul style="list-style-type: none"> 開閉時間の調整ができるものとし、<u>閉速度は「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン」(JADA-006)(全国自動ドア協会)に定めるところによる</u>。 ドア操作は<u>人為操作によって作動させることを基本</u>とする。 閉速度の規定を追加

新たに「望ましい水準」として記載する主な項目

項目	記載する内容
整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画	その他の公共的施設においても、施設の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画を得るよう努める。
幅広歩道におけるベンチの設置	高齢者、障害者等の利用が多く見込まれる道路では、必要に応じ、休憩ができるベンチを設置する。 ※複数の絵(簡易的なもの/背もたれ・手すり有など)を掲載
車椅子使用者用便房の設備	カーテンなどの仕切りを設ける。
案内設備(便所)	和式便器・腰掛便座の別を案内する。

県・国の新たな施策動向

新たに「望ましい水準」として記載する主な項目

項目	記載する内容
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情や施設の利用状況等に応じ、<u>必ずしも広い幅員は必要ないものの、移動に配慮が必要な者等のための「優先駐車区画」を設置</u>する。 なお、優先駐車区画の表示等は、車椅子使用者等駐車区画に準じて行うこと。 雨の日でも濡れずに利用できるよう<u>屋内に設ける、又は上屋を設ける。</u> <u>この場合、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両に対応するため、高さは230cm以上とすること。</u> ← 屋内設置、高さに関する規定を追加 <u>機械式駐車場を設ける場合には、乗降スペースを水平な場所に設けるとともに、車椅子使用者が円滑に利用できる構造とする。</u> <p>※コラムとして「適正利用の促進(駐車場・便所・エレベーター等)」及び「パーキングパーミット制度」に関する記述を追加する。</p>
一般の便房	<p><u>男子用便房を設ける場合には、便房内に汚物入れ(サンタリーボックス)を設置</u>するとともに、<u>当該設備を設置している旨を分かりやすい方法で表示</u>する。</p>
客室	<p><u>車椅子使用者用客室以外の一般客室</u>についても、本項の基準を参考とし、より多くの高齢者、障害者等の利用に配慮したものとすよう努めること。</p>
客席	<p>車椅子使用者用客席は、<u>車椅子使用者が選択できるよう、2か所以上の異なる位置(異なる階、水平位置)に分散</u>して設ける。 ※コラムとして「サイトライン」の確保に関する記述を追加する。</p>

安全配慮上必要となる事項・その他(1)

新たに「解説」として記載する主な項目

項目	記載する内容
主要な出入口	(<u>戸の構造</u>) 回転ドアを設ける場合は、他の構造の戸を併設すること。 (<u>玄関マット</u>) つえ先が引っかかったりしないよう、しっかりと端部を固定すること。
手すりの構造 (階段)	手すりは、 <u>階段の上端では水平に45cm以上、下端では斜めの部分も含めて段鼻から45cm以上延長</u> すること。 最後の1歩まで歩行補助できるよう見直し。また、始端が斜めの手すりとなると、掴み損ねる危険性有
車止め(ボラード) の設置 (駐車場)	必要に応じて、車止めを設置すること。 ただし、視覚障害者が衝突したり、車椅子使用者等の通行の障害となることがあるので、 <u>車止めは、白杖で認知しやすい形状や、弱視者が認知しやすいものとするとともに、最上部まで車椅子の通行に支障のない幅員(90cmを標準)を確保</u> すること。 また、 <u>半円型の車止めや回転しながら進入する車止め等の特殊な形状の車止めは、</u> 車椅子使用者等の円滑な通行に支障をきたす場合があるので、 <u>可能な限り避けること。</u> ただし書き以降の記載を追加
手話通訳者の配置	<u>手話通訳者の設置が困難な場合</u> には、タブレット端末等を利用し、 <u>遠隔による手話通訳サービスを提供することも考えられる。</u> 手話が利用できる環境を広げるため位置づけを明確化

安全配慮上必要となる事項・その他(2)

新たに「望ましい水準」として記載する主な項目

項目	記載する内容
主要な出入口	(<u>戸の構造</u>) 開閉速度は高齢者、障害者等が使いやすいように設定する。(開くときはある程度早く、閉じるときは遅い方がよい。) (<u>玄関マット</u>) 埋め込み式とし、車椅子で動きにくいハケ状のものは使用しない。
手すりの構造 (傾斜路)	<u>傾斜路の上端・下端では、手すりを水平に45cm以上延長</u> する。
エレベーター	(<u>かご大きさ</u>) かごの内り幅は160cm以上、奥行きは <u>150cm以上(現行;135cm以上)</u> とする。 (<u>乗降口ビー</u>) かごと口ビーの床の段は小さくし、かつ、隙間は車椅子のキャスターが落ちないように、3cm程度以下とする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">座位変換型の電動車椅子による利用を考慮</div>
車椅子利用者用 客室	<ul style="list-style-type: none">客室の床には、<u>原則として段差を設けない</u>。客室の一部に和室や畳の小上がりスペース等を設ける場合、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、畳上面等を車椅子の座面(40~45cm程度)と同程度の高さとする。<u>壁面からの突出物は極力避ける</u>とともに、やむを得ず突出した部分や衝突する可能性のある壁・柱・家具の角等がある場合には、面取りをする、保護材を設ける等の対応をとる。
案内表示等	<ul style="list-style-type: none">JIS Z 8210に定められていない案内用図記号については、標準案内用図記号ガイドライン2020によることや、<u>標準化された図記号を用いる</u>。同一敷地内においては、<u>案内板、表示板のデザインは統一</u>する。

整備基準の内容

1. 建築物

2. 公共交通機関の施設

3. 道路

4. 公園

公共交通機関に関する改正方針等

【改正方針】

○「公共交通機関に関する移動等円滑化基準」との技術的助言の重複を避けるため、円滑化基準による確認が行われる「施設の新設又は大規模な改良等」の場合は、規則の適用を一部項目に留めている。

○新設等以外の場合は、円滑化基準による確認が及ばないため、規則に基づき、全ての項目を確認ことになるが、移動等円滑化基準による助言内容に差が生じた場合、事業者に混乱を来す恐れがあるため、安全配慮上等、特に重要なものについて、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」に準拠した内容に見直しを行う。

(参考)整備基準と移動円滑化基準に係る適用関係の整理

事前協議の対象(指定施設)(条例第17条) ■

増改築等	新築・新設
<p style="text-align: center;">バリアフリー法の 大規模改良</p>	
<p>上記を除く増改築等</p>	

※ 整備基準と移動円滑化基準の差異

- ・同じ設定項目については、概ね同水準
- ・但し、次の項目については条例が上回っている
 - 移動円滑化経路の高低差処理で階段昇降機不可
 - 移動円滑化経路の傾斜路で但書適用なし
 - 移動円滑化経路の出入口で80cm以上規定なし
 - 移動円滑化経路の戸の構造で80cm以上規定なし
- 「改札口」幅員(90cm)を1以上確保

④ 事前協議(指定施設)

(条例第17条に基づき施行規則で定めるもの)
「公共交通機関の施設」(別表1 6の項 右欄)

※ 但し、網掛け部分については、適用される基準は、上乗せ部分のみ

改正事項（移動等円滑化経路）

新たに「解説」として記載する主な項目

項目	記載する内容
エレベーター	<p><u>直角二方向出入口型エレベーター</u>の設置は、他の方式のエレベーターの設置が構造上若しくは安全上困難な場合及び車椅子使用者が円滑に利用できる籠の大きさの場合に限定する。</p> <p>降り口が判別しづらい場合があり、必ずしも推奨されないため、取扱を明確化</p>
視覚障害者に対するエスカレーターへの案内	<ul style="list-style-type: none">エスカレーターの前には、エスカレーター始末端部の点検蓋に接する箇所に奥行き<u>60cm程度の点状ブロックを全幅にわたって敷設</u>する。エスカレーターに誘導する視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は以下の条件を満たすこととする。<ul style="list-style-type: none"><u>乗り口方向のみに誘導</u>する。（誤侵入防止のため降り口には敷設しない。）<u>時間帯により進行方向が変更しないエスカレーターのみに敷設</u>する。乗り口には<u>進行方向を示す音声案内を設置</u>する。 <p>視覚障害者のエスカレーター単独利用に関するニーズの大きさを考慮</p>

新たに「望ましい水準」として記載する主な項目

項目	記載する内容
エスカレーター	<ul style="list-style-type: none"><u>上り又は下り専用でないエスカレーターについても</u>、当該エスカレーターへの進入の可否を表示する。エスカレーターへの進入可否表示の配色については、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、<u>見分けやすい色の組み合わせを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保</u>するよう配慮する。 <p>上り又は下り専用エスカレーターに関しては「解説」として位置づけ済</p>

改正事項（改札口/乗車券等販売所・案内所等）

新たに「解説」として記載する主な項目

項目	記載する内容
改札口	<ul style="list-style-type: none">自動改札口の乗車券等挿入口は、色で縁取るなど識別しやすいものとする。無人駅、無人改札口においては、視覚障害者、聴覚障害者等からの問合せに対応できるよう措置を講ずる。
乗車券等販売所・案内所等	<ul style="list-style-type: none"><u>手話での対応や</u>メモなどの筆談用具を備え、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。 対応の明確化。従前は「筆談用のメモなどを準備し・・・」<u>手話での対応が可能な場合は、その旨を当該乗車券販売所又は案内所の見やすい場所に表示する。</u>

新たに「望ましい水準」として記載する主な項目

項目	記載する内容
改札口	<ul style="list-style-type: none">改札口へ誘導する<u>視覚障害者誘導用ブロックの敷設経路は、有人改札口がある場合は、有人改札</u>とする。進入可否表示の配色については、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、<u>見分けやすい色の組み合わせを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保するよう配慮</u>する<u>拡幅改札口は、有人改札口ではない自動改札機のある改札口に設ける</u>ことが望ましい。その際、当該改札口は、車椅子使用者の問合せ等がある場合に対応できるよう、有人改札から視認できる位置とする。

改正事項（プラットホーム/案内表示）

新たに「解説」として記載する主な項目

項目	記載する内容
車椅子使用者の円滑な乗降等	<ul style="list-style-type: none">プラットホーム床面等において、<u>車椅子スペースに近接する乗降位置を表示</u>する。車椅子使用者の円滑な乗降のため、十分な長さ、幅及び強度を有する渡り床等の設備を設ける。鉄軌道車両とプラットホームの<u>段差又は隙間について、段差はできる限り平らに、すき間はできる限り小さいものとする。</u>
ホームドア等の構造及び視覚障害者誘導用ブロック敷設方法	＜ホームドア／可動式ホーム柵（横開き式・昇降式）／固定式ホーム柵＞ ※それぞれに応じた構造（設置箇所・音声装置）及び視覚障害者誘導用ブロックの敷設に関する記述を追加するとともに、ガイドラインに基づく敷設例を掲載する。
運行異常に係る情報提供	車両の <u>運行異常に関連して、遅延状況、遅延理由、運転再開予定時刻、振替輸送状況など、利用者が次の行動を判断できるような情報の提供に努める。</u> なお、 <u>可変式情報表示装置</u> による変更内容の提供が困難な場合には、 <u>ボードその他の文字による情報提供ができる設備</u> によって代えることができる。

新たに「望ましい水準」として記載する主な項目

項目	記載する内容
視覚障害者誘導用ブロック敷設に際した対応	内方線付き点状ブロックを連続して敷設することにより、視覚障害者がプラットホーム上の柱など構造物と衝突した際の安全性を考慮し、 <u>柱にクッションを巻くなどの対応を行う。</u>

整備基準の内容

1. 建築物

2. 公共交通機関の施設

3. 道路

4. 公園

改正事項（歩道等）

新たに「解説」として記載する主な項目

項目	記載する内容
舗装	インターロッキングブロック等を使用する場合は、 <u>目地幅ができるだけ小さい材料を用いること</u> 。なお、インターロッキングブロック舗装等の <u>模様によっては、視覚的な刺激に繋がったり、錯覚を起こしたりする可能性があることに留意</u> すること。

新たに「望ましい水準」として記載する主な項目

項目	記載する内容
幅広歩道におけるベンチの設置	高齢者、障害者等の利用が多く見込まれる道路では、 <u>必要に応じ、休憩ができるベンチを設置する</u> 。 ※複数の絵(簡易的なもの/背もたれ・手すり有など)を掲載

<その他>

項目	記載する内容
乗合自動車停留所付近の構造例	※低床バスや、福祉タクシー（横乗りタイプ）への円滑な乗降を支援するため、停留所付近について、路面の切上げ処理を行い、当該部分の歩道面を高くする(15cm程度)とする場合の整備例を追加する。

改正事項（視覚障害者誘導用ブロック）

新たに「解説」として記載する主な項目

項目	記載する内容
踏切道	<ul style="list-style-type: none">踏切道内は、視覚障害者が車道や線路に誤って侵入することを防ぐとともに踏切の外にいと誤認することを回避するため、<u>視覚障害者の横断の安全を確保する必要がある場合は、視覚障害者誘導用ブロック及び踏切道内誘導表示(※)を設ける。</u> (※)表面に凸凹のついた誘導表示であって、視覚障害者誘導用ブロックと異なる形式のもの
視覚障害者誘導用ブロックの構造（留意点）	<ul style="list-style-type: none">黄色を原則とすること。周辺の床材との対比を考慮して、明度差あるいは輝度比などが十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじが明示できない場合は、この限りでないが、<u>その場合であっても、まずは舗装面との輝度比が確保できるようにブロックを縁取るように舗装の色を変えるなどの対応を検討することが望ましい。</u>歩行動線を考慮して、最短距離で目的地にたどり着けるよう、<u>連続的かつ極力直線的に敷設することが重要である。（管理境界部で誘導が途切れることがないよう留意すること。）</u><u>マンホール等が設置されている周辺に設置しなければならない場合は、マンホール上に設置することが望ましいが、やむを得ない場合については、線上ブロックを緩やかにすり付けてマンホール等を迂回させること。</u>

新たに「望ましい水準」として記載する主な項目

項目	記載する内容
適正配慮の促進	放置自転車や置き看板等で通行に支障を及ぼす恐れがある場合には、 <u>PRシートを敷設するなど視覚障害者が円滑に通行できるよう配慮する。</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">R 4 条例改正で位置づけを明確化した「適正配慮の促進」に係る取組として追加</div>
エスコートゾーンの設置	信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道において、 <u>視覚障害者の横断の安全を確保する必要がある場合は、エスコートゾーン(※)を設置する。</u> (※) 視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとすることができる突起体の列

整備基準の内容

1. 建築物

2. 公共交通機関の施設

3. 道路

4. 公園

公園に関する改正方針等

【改正方針】

○第2次地方分権一括法(平成23年8月)の成立に伴い、特定公園施設に関するバリアフリー化のための技術的基準について、「都市公園の移動等円滑化基準」を参酌し、公園管理者が条例で定めることとなった。

県立公園：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」(平成25年条例第24号)

○そのため、本条例の規定が、都市公園条例等で定められる技術基準と重複が生じないように、施設等の具体的な整備に関する項目の適用が除外されている。(条例第35条)

○一方、本条例では、条例整備基準に適合した場合に「適合証」交付を請求することができる旨の規定を有しており、この場合は第35条の規定に関わらず、本条例に基づき適合審査を行うことになる。

○以上のことを踏まえれば、本条例による整備基準と、都市公園条例の考え方及び水準は概ね整合している必要がある。

○そこで、都市公園条例が参酌すべき「都市公園の移動等円滑化基準」及び当該基準の指針である「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」に準拠した内容に見直しを行う。

(参考)公園施設に関する整備基準の適用関係

公園の種類	建築物・工作物の種類	適用する整備基準
(1)都市公園法に基づく公園	特定公園施設	都市公園条例 ⇒ (適合証)条例整備基準(公園)
	その他建築物(飲食店等)	条例整備基準(建築物)
(2)上記を除く条例上の公園 (港湾環境整備施設である緑地)	公園の施設等	条例整備基準(公園)
	その他の建築物	条例整備基準(建築物)
(3)その他公園(自然公園等)	建築物	条例整備基準(建築物)

改正事項（出入口／階段／傾斜路／便所）

新たに「解説」として記載する主な項目

項目	記載する内容
車止めの柵	<ul style="list-style-type: none">有効幅については、<u>車止めの最上部まで90cm以上を確保したものとする。</u>車止めを<u>複数列配置する場合は、車椅子使用者等が円滑に通行できるような配置とする。</u><u>半円型の車止めや回転しながら進入する車止め等の特殊な形状の車止めは、車椅子使用者等の円滑な通行に支障をきたす場合があるので、可能な限り避けること。</u>
手すりの仕様（階段）	手すりは、 <u>階段の上端では水平に45cm以上、下端では斜めの部分も含めて段鼻から45cm以上延長する。</u>

新たに「望ましい水準」として記載する主な項目

項目	記載する内容
車止めの柵	<ul style="list-style-type: none">車止めは、<u>白杖で認知しやすい形状や、弱視者等が認知しやすいものとする。</u><u>避難場所等になっている公園に車止めを設置する場合は、可動式のものとする。</u>
手すりの仕様（傾斜路）	傾斜路の <u>上端・下端では、手すりを水平に45cm以上延長する。</u>
便所を施錠する場合の情報提供	防犯上・管理上の理由等からやむを得ず <u>利用可能時間外の施錠を行っている場合は、戸に利用可能時間を表示するとともに、ウェブサイト等で利用可能時間の情報提供を行う。</u>

※「便所」は、公園特有で定めた項目のみを記述した。